

知っておきたい
合同会社のメリット・デメリット

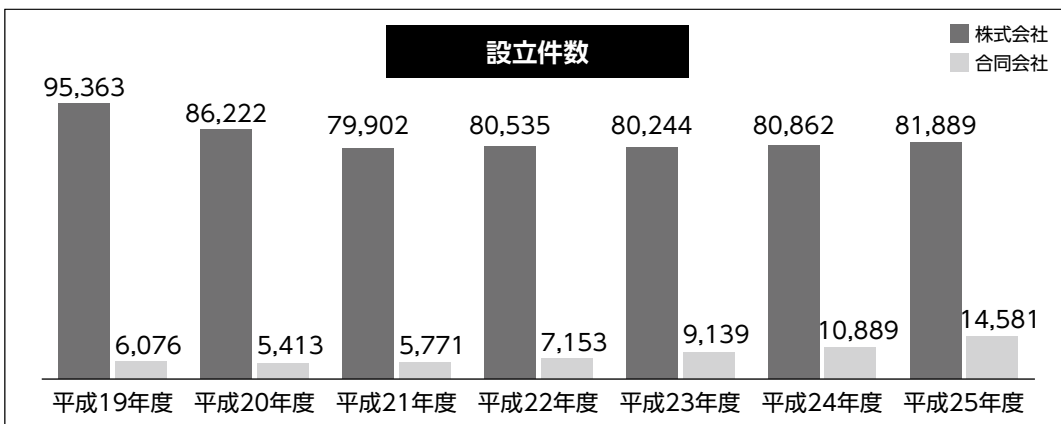
Q・会社を設立しようと思っています。合同会社という制度があると聞いたのですが、どのような会社ですか？

A・「合同会社」は、平成18年に施行された会社法という法律で誕生した、比較的新しい会社形態です。新しい会社形態のため、まだ、その数も多いとはいえず、なじみのない方も多いと思います。法務省の統計によれば、会社法が施行された翌年の平成19年度には、合同会社の設立件数は6千件程にすぎませんでした。しかし、平成25年度には1万5千件程になり、設立件数は順調に増えてきています。「株式会社」の平成25年度の設立件数が8万2千件程であるのと比べるとまだまだ少ないですが、ここ数年、「株式会社」の設立件数が8万件程で推移しているのを考えると、「合同会社」の需要は増えているといえます。私は、「合同会社」という制度は、今後はもっと一般的なものになってくると考えています。

「合同会社」という制度を理解するには、よく知られている会社形態「株式会社」と比較するとわかりやすいと思います。

私が一番、大きい違いだと思うのは、会社の元手となる出資をする人と、会社の経営をする人が同じかどうかという点です。

商売をはじめるときには、元手とな



(参考 法務省の統計より)

る出資をする人と、会社の経営をする人が同じなのが一般的だと思います。しかし、それが必須というわけではありません。

こんな場合はどうでしょう。地球からはるか数万年の彼方の星に、非常に貴重な鉱物があることがわかりました。その星に行つて、その貴重な鉱物を地球に持ち帰ることができれば、きっと、大きな利益を得ることができそうです。それを可能にするには、大きな資金が必要です。さいわい資金を出すことができても、その資金を出す人が自分で、はるか数万年の彼方の星に行き、採掘し、貴重な鉱物を持ち帰るといふ計画をたて、その計画を実行することができる場合は少ないでしょう。

こんな場合には、元手を出す人は自分のかわりに計画を立て、その計画を実行してくれる人を探すと思います。元手となる出資をする人と、それを運用するための計画を立て、その計画を実行する人が違うということになります。これが株式会社の制度です。元手を出す人が、「株式会社」では株主であり、計画を立て、その計画を実行する人が、取締役や代表取締役です。

それに対して、資金を出す人が自分で、地球からはるか数万年の彼方の星に行き、採掘し、それを持ち帰るといふ計画をたてて、その計画を実行するのが、「合同会社」の制度です。

想定した事業が、少し壮大すぎたかもしれない。しかし、事業をするために大きな資金や人員が必要となる場合は株式会社、それに対して比較的必要となる資金が大きくなり、必要な人員も少なくてよい場合は合同会社が向いているのではないかと思います。

Q・株式会社とくらべて、合同会社にはどのようなメリットがありますか？

A・いろいろあると思いますが、今回は、そのうち次の3つを紹介させていただきます。

- ・ 設立登記手続きにかかる費用を抑えることができる。
- ・ 一定期間ごとの登記義務がない
- ・ 計算書類の公告義務がない

・ 設立登記手続きにかかる費用を抑えることができる

これは、株式会社との比較の表をご覧ください。

	《株式会社》	《合同会社》
設立登記の登録免許税 (資本金の額による)	最低15万円	最低6万円
定款認証費用 (公証役場)	5万円+α	なし
定款用印紙	4万円	4万円
合計	最低24万円	最低10万円

定款を作成する際、電子定款にする
と、定款用印紙4万円は不要です。こ
の場合、司法書士等の専門家に依
頼いただいた方がよいと思います。た
だし、設立登記手続を司法書士等の専
門家に依頼される場合は、上記の費用
に加え、報酬等が必要となります。

・一定期間ごとの登記義務がない

「株式会社」では、一定期間ごとに必
ず、法務局での登記手続を行う必要が
ありません。

役員改選登記です。役員に変更がな
くとも、一定期間ごとに登記し直さな
ければなりません。「合同会社」には、
このような、一定期間ごとにかならず
登記をしなければならない義務がない
のです。

そのため、一定期間ごとに登記をす
る手間と費用を節約できるのです。株
式会社と比べ、そういった管理の簡便
さと登記等の費用面もメリットがある
といえるでしょう。

ところで、なぜ、「株式会社」では、
変更がなくても、一定期間ごとに役員
の登記をし直さなければならないので
しょうか。

それは、「株式会社」の役員には任期
があるからです。ではなぜ、「株式会社」
の役員には任期があるのでしょうか。

さきほど、地球からはるか数万光年
の彼方にある星に、貴重な資源を採掘
に行く事業の話をしました。「株式会社」
の役員は、この事業でいえば、計画を
立案し、実行することを依頼されたプ
ロフェッショナルたちです。

でも、事業を続けるためには、その
星との往復を何度も繰り返す必要があ

ります。一度、依頼したプロフェッショ
ナルたちに、ずっと依頼し続けなければ
ならないわけではありません。その
人たちに何往復かを任せてみた後、そ
の人たちを評価し、次も依頼するのか、
それとも、次は別のプロフェッショナ
ルたちに依頼するのかを判断するの
です。この任せてみる何往復かが「株式
会社」でいえば、役員の任期です。

合同会社の場合は、元手を出した人
たちが自分で計画の立案、実行をして
いるのですから、計画の立案、実行を
する人を評価し、選り直す必要がない
ということになります。

・計算書類の公告義務がない

会社の場合、毎年、決算を行います。
「株式会社」だと、決算が確定したあと
(定時株主総会で計算書類の承認を受け
たあと等)、所定の計算書類を公告する
義務があります。この義務を怠った場
合、過料に処せられることとなります。

一方、「合同会社」には、決算が確定
しても、計算書類等を公告する義務は
ありません。

毎年、計算書類を公告するのは、費
用的にも負担になるでしょう。公告す
る手間や費用がかからないといった意
味で、合同会社はメリットがあります。

もっとも、世の中のすべての「株式
会社」がこの公告義務を果たしている
のでしょうか。あくまでも個人的な感
想ですが、この公告義務を果たしてい
ない株式会社も相当数あるように感じ
ます。法律上の義務なので、うっかり
違反しないようにご注意くださいと
存じます。

Q: 株式会社とくらべて、合同会社には
どのようなデメリットがありますか？

A: これも、いろいろあると思います。
今回は、そのうち次の3つを紹介させ
ていただきます。もっとも、デメリッ
トというより、「株式会社」との違いと
いえるかもしれません。

・合同会社って何ですか？

・株式公開（IPO）ができない

・計算（損益の分配）の考え方が株
式会社と違う

・合同会社って何ですか？

最初に触れましたが、「合同会社」は
まだまだ、その数は多くはありません。
多くの方にとっては、「合同会社」とは
どういう会社なのか、イメージが湧か
ないのではないのでしょうか。そうです。
「合同会社」のデメリットのひとつは知
名度の低さです。

会社の名刺に「合同会社〇〇」とあつ
ても、もらった方は、「合同会社って何
ですか？」という反応を示されること
も、あるかもしれません。

しかし、今後、設立数が増えていけ
ば、このデメリットは解消されると思
います。

・株式の公開（IPO）ができない

「合同会社」は「株式会社」ではない
ので株式を発行できません。会社が成
長し、株式市場に上場することが視野
に入ってきたとしても、そのままでは

上場できないのです。

会社の経営者にはいろいろな思いが
あると思います。

たとえば、「会社を大きくして、将来
は上場したい」「従業員に意欲をもつて
もらうために、ストックオプション目
的で新株予約権を発行したい」そんな
思いを持つこともあるかもしれません。
「合同会社」ではそういったことができ
ないのです。

もし、将来的に上場を検討したり、
新株予約権の発行を検討したりするの
であれば、「合同会社」から「株式会社」
に組織変更する必要があります。

・計算（出資や利益の配当）の考え方が
株式会社と違う

「合同会社」は、計算（出資や利益の
配当）の考え方が「株式会社」と違う
のです。あらたな出資者が加入したり、
出資者が退社したり、また、出資の払
戻しがある場合に、その違いを実感す
るのではないかと思います。「株式会社」
の計算に慣れていない人にとっては、最
初は、分かりにくい部分もあるかもし
れません。しかし、これも慣れだと思
います。複雑に感じるのであれば、会
計の専門家に指導をお願いするのが良
いと思います。

【回答】

飯川洋一司法書士行政書士事務所
(青葉区中央)

司法書士 立花 宏氏